特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
20	重度心身障害者医療費助成に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、重度心身障害者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	重度心身障害者医療費助成に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成に関する事務
②事務の概要	（評価対象事務全体の概要） 船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和55年船橋市条例第7号）に基づく医療費助成事務を行っている。 ①重度心身障害者医療費助成受給資格認定申請書の受理、その申請に係る事実についての審査及び課税状況・加入保険内容等を確認の上、申請に対する応答の事務を行う。 ②重度心身障害者医療費助成申請書（償還払いの申請）の受理、その申請に係る事実についての審査及び助成額を確定の上、申請に対する応答事務を行う。 ③重度心身障害者医療費助成受給資格事項変更届の受理、その申請に係る事実についての審査及び課税状況・加入保険内容等を確認の上、申請に対する応答の事務を行う。 ④重度心身障害者医療費助成受給資格認定の年度更新の事務を行う。 ⑤重度心身障害者医療費助成受給券返納届の受理の上、返納に関わる事務を行う。 （特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容） 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、次の事務で利用する。 ①重度心身障害者医療費助成受給資格認定申請書の受理、その申請に係る事実についての審査及び課税状況・加入保険内容等の確認事務。 ②重度心身障害者医療費助成受給資格事項変更届の受理、その申請に係る事実についての審査及び課税状況・加入保険内容等の確認事務。 ③重度心身障害者医療費助成受給資格認定の年度更新の事務の際、住民登録外者の課税状況等を確認する事務。
③システムの名称	重度心身障害者医療費助成システム、障害者福祉システム、ケース台帳管理システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
重度心身障害者医療費助成ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55号。）第3条第1項及び別表その1の3の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（船橋市が照会ができる根拠） ・番号法第19条第9号 （船橋市が提供できる根拠） なし（重度心身障害者医療費助成事務において情報提供ネットワークシステムによる提供は行わない。）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
–

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2345

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない(入手)　　[○]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、次の事項を厳守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、原則として本人等からのマイナンバーの取得を徹底する。 ・本人等からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。 ②上記のほか、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面において、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報の廃棄について、複数人で確認を行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	船橋市情報セキュリティ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、特定個人情報について、下記を徹底する運用としている。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が照会ができる根拠） ・番号法第19条第8号 ・船橋市番号利用条例第3条第1項及び別表その1の3の項 （船橋市が提供できる根拠） なし（重度心身障害者医療費助成事務において情報提供ネットワークシステムによる提供は行わない。）	（船橋市が照会ができる根拠） ・番号法第19条第9号 ・船橋市番号利用条例第3条第1項及び別表その1の3の項 （船橋市が提供できる根拠） （略）	事後	
令和5年3月31日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイル ②事務の概要	（評価対象事務全体の概要） （略） （特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容） 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、次の事務で利用する。 ①他市からの転入者の重度心身障害者医療費助成受給資格認定申請書の受理、その申請に係る事実についての審査及び課税状況の確認事務。 ②～③　（略）	（評価対象事務全体の概要） （略） （特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容） 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、次の事務で利用する。 ①重度心身障害者医療費助成受給資格認定申請書の受理、その申請に係る事実についての審査及び課税状況・加入保険内容等の確認事務。 ②～③　（略）	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55号。以下「船橋市番号利用条例」という。）第3条第1項及び別表その1の3の項	・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55号。）第3条第1項及び別表その1の3の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が照会ができる根拠） ・番号法第19条第9号 ・船橋市番号利用条例第3条第1項及び別表その1の3の項 （船橋市が提供できる根拠） なし（重度心身障害者医療費助成事務において情報提供ネットワークシステムによる提供は行わない。）	（船橋市が照会ができる根拠） ・番号法第19条第9号 （船橋市が提供できる根拠） なし（重度心身障害者医療費助成事務において情報提供ネットワークシステムによる提供は行わない。）	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業	－	様式変更に伴い追記	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	－	様式変更に伴い追記	事後	